

自殺総合対策大綱、滋賀県自殺対策計画、草津市自殺対策行動計画の比較

参考資料 1

	自殺総合対策大綱	滋賀県自殺対策計画
策定年月	平成29年7月	平成30年3月
計画期間	平成29年～概ね5年を見直し	平成30年度～平成34年度の5年間
基本理念	誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる	県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現 ～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す～
基本認識	・自殺は、その多くが追い込まれた末の死である ・年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態は いまだ続いている ・地域レベルの実践的な取り組みをPDCAサイ クルを通じて推進する	1. 自殺は、その多くが追い込まれた末の死 年間自殺者数は減少傾向にあるが、深刻 2. な状況

	(第2次)草津市自殺対策行動計画	草津市自殺対策行動計画
策定年月	平成31年3月	平成26年2月
計画期間	平成31年度～平成35年度の5年間	平成26年度～平成30年度の5年間
基本目標	「基本目標」 かけがえのない“いのち”を大切にできる社会の実現	「基本目標」 かけがえのない“いのち”を大切にできる社会の実現
基本認識	・自殺を考える直前は、心理的に追い詰められた状況がある ・死にたいと考えている人は、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いている ・社会的な取組により自殺を防ぐことが可能である	・自殺を考える直前は、心理的に追い詰められた状況がある ・社会的な取組により自殺を防ぐことが可能である ・死にたいと考えている人は、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いている

基本方針	1	2	3	4	5
1	生きることの包括的な支援として推進する	1	生きることの包括的な支援として推進する	4	普及啓発を推進する
2	関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む	2	関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む	5	国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業および県民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
3	対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる	3	対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる		
4	実践と啓発を両輪として推進する				
5	国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業および県民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する				

基本方針	1	2	3	4	5
1	関係機関が連携し、総合的な自殺対策をすすめます	1	社会的な要因、地域の実態を把握し、情報共有に努めます		
2	こころの健康づくりをすすめます	2	こころの健康づくりをすすめます		
3	一人ひとりが気づき、孤立しない地域づくりをすすめます	3	一人ひとりの気づきと主体的な取り組みをすすめます		
4	自殺予防の体制づくりを行います	4	自殺予防の体制づくりを行います		
5	※市の現状および課題から柱立として設定				※市の現状および課題から柱立として設定

重点施策	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1	地域レベルの実践的な取り組みへの支援を強化する	1	市町や圏域における実践的な取り組みを支援する									
2	国民一人ひとりの気づきと見守りを促す	2	社会全体の自殺リスクを低下させる									
3	自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する	3	県民一人一人の気づきと見守りを促す									
4	自殺対策に係る人材の確保、養成および資質の向上を図る	4	自殺対策に係る人材の確保、養成および資質の向上を図る									
5	心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	5	こころの健康を支援する環境の整備とこころの健康づくりを推進する									
6	適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	6	適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする									
7	社会全体の自殺のリスクを低下させる	7	自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ									
8	自殺未遂の再度の自殺企図を防ぐ	8	遺された人への支援を充実する									
9	遺された人への支援を充実する	9	民間団体との連携を強化する									
10	民間団体との連携を強化する	10	自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する									
11	子ども・若者の自殺対策をさらに推進する	11	子ども・若者の自殺対策をさらに推進する									
12	勤務問題による自殺対策を推進する	12	勤務問題による自殺対策をさらに推進する									

基本施策	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1	自殺の実態を明らかにする	10	自殺の実態を明らかにする									
2	関係機関が情報を共有し、連携して自殺対策をすすめる	1.9	情報を共有し総合的な自殺対策を推進する									
3	健やかなこころをはぐくむ	3.5	健やかなこころをはぐくむ									
4	子ども・若者の自殺対策を推進する	11										
5	気づいて行動できる人をふやす	4	ゲートキーパーを養成する									
6	孤立しない地域づくりを行う	12	孤立化しない地域づくりを行う									
7	相談支援のネットワークを強化する	2.6.7	相談支援のネットワークを構築する									
8	遺された人への支援を充実する	8	遺された人の苦痛をやわらげる									
9												
10												
11												
12	※市の現状および課題から施策の柱立として設定		※市の現状および課題から施策の柱立として設定									

推進体制	・国における推進体制 ・地域における計画的な自殺対策の推進 ・施策の評価及び管理 ・大綱の見直し	・県自殺対策推進センターを核 ・県自殺対策連絡協議会、市町自殺対策計画
数値目標	自殺死亡率30%以上減少（10年後） <10万人あたりの自殺者数> 平成38年13.0以下（H27年18.5）	自殺死亡率15%減少（5年後） <10万人あたりの自殺者数> 平成34年14.8以下（平成27年17.4）
施策の評価・管理	自殺総合対策会議	県自殺対策連絡協議会において、PDCAサイクルにより実施

推進体制	・自殺対策推進会議 ・自殺対策関係課会議	・自殺対策推進会議 ・自殺対策関係課会議
数値目標	平成35年6人以下（平成29年13人）	平成30年13人以下（平成24年21人）
施策の評価・管理	自殺対策推進会議 自殺対策関係課会議	自殺対策推進会議 自殺対策関係課会議